

平成二十四年政令第二百二十九号

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項
の員数を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四
年法律第四十七号）第二十二條第一項の規定に基
づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の
政令で定める員数は、四十人とする。

附 則

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行
の日（平成二十四年九月十九日）から施行す
る。